

別記第48号様式（第39条関係）

（表）

年度道民税（個人）徴収取扱費計算書

報告期限（6月、9月、12月、3月の各月の10日）（ 月～ 月分）（市町村名 ）

区 分		基礎となる数(額)	乗ずる額(率)	算出金額		
納 税 義 務 者 数 に 乗 じ て 得 た 額	前年度3月賦課決定分	①	人 円	円		
	当 該 年 度 分	新規報告分	②			
		既報告分	前回までの報告分	③		
			今回取消分	④		△
			今回算定分	⑤		
	過年度賦課決定取消分	本則分	⑥		△	
		特例分	⑦		△	
	小計(①+②+④+⑤+⑥+⑦)		⑧			
	過誤納金相当額		⑨	按分率 0.		
	還付加算金相当額		⑩	按分率 0.		
報奨金相当額		⑪	按分率 0.			
配当割・株式等譲渡所得割に係る控除不足金額相当額		⑫				
合計(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)		⑬				
前回以前の計算書の錯誤額等		⑭				
徴収取扱費算定額(⑬+⑭)		⑮				
次回交付時期における調整額		⑯				
<p>上記のとおり計算し、送付します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長</p> <p>北海道知事 様</p>						

(裏)

- 備考
- 1 「前年度3月賦課決定分①」の各欄は、6月報告時のみ記載し、このうち、「基礎となる数(額)」欄は前年度3月に賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)した納税義務者数を、「乗ずる額(率)」欄は条例第32条第1項第1号の規定により個人の道民税の納税義務者数に乗ずる金額(以下「交付基準額」という。)をそれぞれ記載してください。
 - 2 「新規報告分②」の各欄のうち、「基礎となる数(額)」欄は報告期限の日の属する年度において賦課決定した納税義務者数(既に報告済みのものを除く。)を、「乗ずる額(率)」欄は6月報告時は交付基準額を4で除して得た額を、9月報告時は交付基準額を2で除して得た額を、12月報告時は交付基準額に4分の3を乗じて得た額を、3月報告時は交付基準額をそれぞれ記載してください。
 - 3 「前回までの報告分③」の「基礎となる数(額)」欄は、報告期限の日の属する年度において賦課決定した納税義務者数で既に報告済みのものを記載してください。
 - 4 「今回取消分④」の各欄のうち、「基礎となる数(額)」欄は報告期限の日の属する年度において賦課決定し既に報告済みの納税義務者のうち課税を取り消した納税義務者数(既に報告済みのものを除く。)を、「乗ずる額(率)」欄は9月報告時は交付基準額を4で除して得た額を、12月報告時は交付基準額を2で除した額を、3月報告時は交付基準額に4分の3を乗じて得た額をそれぞれ記載してください。
 - 5 「今回算定分⑤」の各欄のうち、「基礎となる数(額)」欄は「前回までの報告分③」欄の数から「今回取消分④」欄の数を差し引いた数を、「乗ずる額(率)」欄は交付基準額を4で除して得た額をそれぞれ記載してください。
 - 6 「本則分⑥」の各欄は、報告期限の日の属する年度の前年度以前に賦課決定を行ったもののうち賦課決定時の交付基準額について特例が適用されない場合に記載し、このうち、「基礎となる数(額)」欄は報告月の前月以前において課税を取り消した納税義務者数(既に報告済みのものを除く。)を、「乗ずる額(率)」欄は交付基準額をそれぞれ記載してください。
 - 7 「特例分⑦」の各欄は、報告期限の日の属する年度の前年度以前に賦課決定を行ったもののうち賦課決定時の交付基準額について特例が適用される場合に当該特例を受ける交付基準額(以下「特例交付基準額」という。)ごとに記載し、このうち、「基礎となる数(額)」欄は報告月の前月以前において課税を取り消した納税義務者数(既に報告済みのものを除く。)を、「乗ずる額(率)」欄は賦課決定時の特例交付基準額をそれぞれ記載してください。
 - 8 「過誤納金相当額⑨」、「還付加算金相当額⑩」及び「報奨金相当額⑪」の「乗ずる額(率)」欄の按分率は、当該計算書を提出する時期における払込按分率を記載してください。
 - 9 「配当割・株式等譲渡所得割に係る控除不足金額相当額⑫」の「乗ずる額(率)」欄は、条例第27条の2の規定により配当割額又は株式等譲渡所得割額に乗ずる割合を記載してください。
 - 10 「前回以前の計算書の錯誤額等⑬」の「算出金額」欄は、前回以前の報告に係る計算書に錯誤額があった場合に記載することとし、算出金額の内訳及び錯誤が生じた事情を記載した書類を添付してください。
また、11のとおり前回の報告に係る計算書の「次回交付時期における調整額⑭」の「算出金額」欄に負数の記載がある場合は、当該負数の額を減額した額を記載してください。
 - 11 徴収取扱費算定額(⑬+⑭)が負数となる場合は、当該負数となった額を次の交付時期に交付する徴収取扱費から減額するものとし、「徴収取扱費算定額⑮」の「算出金額」欄に「0」を、「次回交付時期における調整額⑭」の「算出金額」欄に当該負数となった額をそれぞれ記載して下さい。

別記第49号様式の4（第41条の3関係）

申告書の提出期限の延長の承認の取消
指定の変更通知書

納 税 者	所 在 地	
	名 称	
取消し又は変更に係る 事業年度	年 月 日から	の事業年度以後の各事業年度
	年 月 日まで	
延長期間の指定月数	変 更 前	月
	変 更 後	月
取 消 し 又 は 変 更 の 理 由		

あなたの申告書の提出期限の延長の承認指定については、上記のとおり取り消しましたので、通知します。
変更しました

(根拠法令 -)

年 月 日

(申請者の名称) 様

北海道札幌道税事務所長 印

- 注意
- この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした北海道札幌道税事務所長を経由して提出するようにしてください。）。
 - この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 - この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第51号様式の2（第43条の2関係）

家屋の区分所有に係る取得区分の申出書						
家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	延床面積	家屋の取得年月日	
所有者の氏名又は名称	印	専有部分		共用部分		合計床面積
		床面積	区分に係る額又は率	床面積	区分に係る額又は率	
合計						
補正の方法						
上記のとおり協議したので申し出ます。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> 北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様						
申出人代表者		住所				
		氏名又は名称				
		個人番号 又は法人番号				